

# ペットの迎え方



**新**たにペットを迎える際、自治体の動物愛護管理センターや民間の動物保護団体から引き取る「譲渡」という選択肢を選ぶ人も増えています。譲渡されるのは、飼い主不明で保護されたり、飼育放棄などによって引き取られたり、災害などで飼い主が飼えなくなった保護動物たちです。もちろん、さまざまな事情を抱えている個体もいて、お世話が大変なこともあります。動物愛護の観点からも、もっと多くの人に考えてもらいたい選択肢のひとつです。

## ペットショップ、ブリーダー等の動物取扱業の規制と飼養管理基準

ペットショップ、ブリーダー等の動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)を扱う事業を行う場合は、動物愛護管理法\*によって、動物取扱業の規制を受けることとなります。動物取扱業者は、動物の健康と安全を守り、周囲の環境に支障を及ぼさないために、毎日の清掃や、帳簿類の記録など、様々な基準を守る必要があります。特に、令和元年の法改正により、犬猫の飼養管理基準(ケージ等の大きさ、従業員の数、繁殖の基準等)が具体化されています。 \* 動物の愛護及び管理に関する法律



◇ ペットショップやブリーダー等からペットを迎える場合は、次の内容を参考に信頼できるところを選びましょう。もちろん飼い主になる方は、責任をもって寿命までお世話するという覚悟も持ってください。

- 都道府県等に登録された動物取扱業者であること(登録情報が掲示されているか)
- 動物を大切に扱っていること(病気やケガ等をしている動物がないか)
- 清掃が行き届き、清潔であること(店内に臭いなどがないか)
- 知識、経験を持つ動物取扱責任者が配置されていること
- 動物の生年月日や生産地、標準体長等の情報が表示されていること
- 購入する前に現物確認(動物の状態を直接見せる)と対面説明(健康状態、飼い方、繁殖者の情報等の18項目の説明)が行われること
- 可能であれば、店頭で動物を見るだけでなく、その親が適切に飼育されているか確認できること



## 犬猫の飼養管理基準

具体的に定められた基準の一部を紹介します。

- ・ ケージの大きさは体長の2倍×1.5倍以上、高さは犬で体高の2倍以上、猫で3倍以上
- ・ ケージ等の床材に金網の使用を禁止、サビ、割れなどの破損があるものの禁止
- ・ 従業員1人あたりの飼養頭数は、犬で20頭(うち繁殖犬は15頭)、猫で30頭(うち繁殖猫は25頭)まで
- ・ 1年以上飼育する犬猫の年1回以上の健康診断の義務
- ・ ペットショップ等を含め犬猫を展示する場合は、休憩できる設備に自由に移動できる状態にするか、6時間以内に休憩時間を設けること(6時間以上の連続した展示を禁止)
- ・ 犬猫のメスの繁殖年齢は原則6歳まで、犬の出産回数は6回まで
- ・ 体にフンや尿がこびりついている状態や、毛玉ができている状態等の禁止



## 犬の保護と譲渡



昔はたくさんの子犬が自治体に引き取られていましたが、今は不妊去勢と責任ある飼い方が広がり、子犬の収容は少なく、譲渡の対象となるのは迷い犬で飼い主が現れなかった犬や、やむをえない事情で飼いつづけることができなくなった犬など、成犬が主流です。

成犬の譲渡は、成長後の体格や性格がある程度わかっている利点があります。

譲渡では、犬の気質・性質と、譲渡を希望する人の生活スタイルや家族構成、性格などを合わせて判断する「マッチング」が重要になります。

流行や見た目だけで判断せずに、自分に合った犬を選びましょう。

## 猫の保護と譲渡



猫の場合は犬と異なり、自治体での引取りや保護収容のうち子猫の割合がかなり高く、また、やむを得ない事情で飼いつづけられなかった猫や、保護された成猫なども譲渡の対象となっています。

犬と同様に、譲渡の時には、猫の気質・性格と譲渡を希望する人との「マッチング」が重要です。特に、複数で飼うときには、猫同士の相性や他の動物と同居できるかなど、猫の気質・性質の理解がとて重要になります。

譲り受けてきたばかりの猫はとても不安を感じていることが多いため、新しい環境にゆっくりと慣らしていくことと、逃げ出さないように注意することが大切です。屋外では感染症や交通事故のリスクが高いので、猫は必ず室内飼育しましょう。

## 一般的な譲渡の流れ

以下の流れは自治体の一例です。自治体や動物保護団体により、譲渡の条件や過程は異なります。

